

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和8年3月5日

収支等命令者

佐賀県立唐津青翔高等学校長 山口 敦

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和8年度佐賀県立唐津青翔高等学校生徒送迎用タクシー
運行業務委託（単価契約）
- (2) 仕様等 業務委託仕様書による
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。
なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本業務の受託に係る道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第2項による許可を有し、旅客自動車運送事業を実施する者であること。
- (3) 県内企業（県内に本店を有する。または、県内に支店等を有し県内従業員比率が50%以上又は県内従業員数50人以上。もしくは、誘致企業。）であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与え目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、以下の書類を令和8年3月12日（木）の15時までに、下記の担当所属に持参又は郵送してください（郵送の場合は必着）。提出された書類を審査のうえ、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の参加者とします。また、提出された書類について説明や追加資料を求められたときは、これに応じなければなりません。提出された書類については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- イ 営業概要書（様式2）
- ウ 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書類
- エ 同種業務の履行実績調書（様式3-1）（実績がある場合のみ提出）
- オ 契約履行実績証明書（様式3-2）（実績がある場合のみ提出）

(2) 担当所属

郵便番号 847-1422 佐賀県東松浦郡玄海町大字新田 1809 番地 11
佐賀県立唐津青翔高等学校 事務室
電話 0955-52-2347 FAX 0955-51-3021
E-mail karatsuseishoukoukou@pref.saga.lg.jp

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。
入札参加資格の確認結果は令和8年3月16日（月）までに通知します。

5 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札関係書類の交付場所及び問い合わせ先
3の担当所属に同じ。
- (2) 入札関係書類の交付方法及び交付期間

令和8年3月5日（木）から同年3月23日（月）までの期間、佐賀県のホームページに掲載するとともに、上記（1）において随時交付します（土曜日及び日曜日を除く）。

(3) 入札説明会

入札説明会は行いませんので、質問がある場合は、質問書（様式 4）に質問内容を記載し、3月12日（木）15時までに3の担当所属の電子メールアドレス又はFAXへ送信すること。

(4) 入札および開札の日時及び場所

日 時 令和8年 3月 23日（月）13時

場 所 佐賀県立唐津青翔高等学校 応接室

入札方法 郵送のみによる入札

※下記提出日時までに書留郵便にて到達したもの

提出期限 令和8年3月23日（月）12時必着

注意事項 封筒は二重封筒とし、中封筒に、業務名称、あて名、入札参加者の氏名を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きした書留郵便にて郵送すること。

(5) 開札に関する事項

開札は、当該入札事務に関係のない学校職員を立ち合わせて行います。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札書の提出期限までに、見積もった金額に運行回数（406回）を乗じた額に消費税額及び地方消費税額を合算した額の100分の5以上に相当する金額を納付してください。

なお、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除します。

- ① 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった金額に運行回数（406回）を乗じた額に消費税額及び地方消費税額を合算した額の100分の5以上に相当する金額）を締結し、その証書を提出する場合
- ② 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

イ 契約保証金

契約締結の際に、契約単価に運行回数（406回）を乗じた額に消費税額及び地方消費税額を合算した額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。

なお、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- ① 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積もった金額に運行回数（406回）を乗じた額に消費税額及び地方消費税額を合算した額の100分の10以上に相当する金額）を締結し、その証書を提出する場合

- ② 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 入札書及び委任状

- ア 入札書（様式5）に記載する金額は、唐津市鎮西町の名護屋港と唐津青翔高等学校間の片道の単価（消費税額及び地方消費税額を除いた額）を記載すること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- イ 代理人が入札に参加する場合は、委任状（様式6）を提出してください。
- ウ 入札金額については、道路運送法等の関係法令を遵守してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争入札について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入したものを提出した者
- オ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
- カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ク 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者
- ケ 1人で2以上の入札をした者
- コ 代理人でその資格のない者
- サ 入札保証金を納付しない者、または納付した金額が規定する金額に達しない者（入札保証金を免除されるものを除きます）
- シ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、または不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を落札者とします。落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定します。

(6) 入札の撤回

入札者は、提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることができません。

(7) 再度の入札に関する事項

ア 第1回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち、入札書比較価格以下の入札がない場合）は直ちに再度入札（1回目の入札を含め2回を限度）を行います。

イ 再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約を締結します。

(8) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までは入札を辞退することができますが、辞退する場合は速やかに別に定める入札辞退届（様式7）を提出するものとします。なお、入札を辞退した者は、これを理由に以後、不利益な取り扱いを受けるものではありません。

(9) 契約書作成の要否 要

(10) 契約単価 消費税及び地方消費税を除いた額とします。

(11) 代金の支払い方法

ア 原則として月締めの翌月払いとし、当該月の運行状況を取りまとめた運行状況報告書を添付して請求すること。適正な請求書を受領後、30日以内に支払います。

イ 単価契約後、業務に対して支払う金額は、契約単価に運行回数を乗じて得た金額に、消費税及び地方消費税率（100分の110）を乗じた金額とします。

(12) この公告に掲げる入札及び契約は、令和8年2月議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は行わないものとします。また、生徒の入学状況により中止する場合があります。この場合は、佐賀県のホームページにより公告します。

(13) 当該入札に定めのない事項については佐賀県財務規則の定めによるものとします。